

承 諾 書

土庄町空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

また、次の事項について、承諾します。

【承諾事項】

- (1) 補助対象空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取壊し又は売却を行わないこと。
- (2) 補助対象空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出しないこと。ただし、引き続き対象住宅を土庄町空き家バンクに登録する場合はこの限りではない。
- (3) 申請者が補助対象空き家の所有者でない場合、申請者が本事業を利用し、当該交付申請内容で空き家のリフォーム工事を行うこと。

年 月 日

申請者

住所

氏名

㊞

電話番号

所有者（申請者が補助対象空き家の所有者でない場合のみ）

住所

氏名

㊞

電話番号

土庄町長 様